

ささえあい南高麗 会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、ささえあい南高麗（以下「本会」という。）と称し、事務所を
ふくしの森ステーションみなみこま内におく。

(目的)

第2条 本会は、南高麗地区の住民が相互協力して地域福祉を推進することによ
り、住みよい地域づくりを目指すことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 南高麗地区の住民に対する地域福祉活動に関すること
- (2) 地域福祉に関する普及、啓発及び研修に関すること
- (3) 南高麗地区で活動する各種団体の連携及び支援に関すること
- (4) その他、目的達成に必要な活動に関すること

(組織)

第4条 本会は、第2条で定める目的に賛同する各種団体及び個人で組織する。

2 前項で規定する各種団体に属する者及び個人であって、本会に登録したものをサポーターという。

3 サポーターは、本会の運営に主体的に参加するものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 庶務 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

2 この会に必要な応じて相談役を置くことができる。ただし、運営委員会の承認を得るものとする。

(役員を選任)

第6条 会長、副会長、庶務及び会計は、運営委員会の協議を経て原則として運営委員の中から選出し、総会で承認を得るものとする。

2 監事については、運営委員会の協議を経てサポーターの中から選出し、総会で承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事、次のとおり定める。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故その他事由があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が順次にその職務を代理する。
- (3) 庶務は、本会の庶務を処理する。
- (4) 会計は、本会の会計を処理する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充により選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員が任期満了になったときにおいても、定期総会終了までは前任者がその職務を全うするものとする。

(会議)

第9条 本会の会議は、次のとおりとし、会長がこれを招集し、議長となる。

(1) 総会

(2) 運営委員会

(3) 役員会

2 やむを得ず開催が困難な場合は、書面により行うことができる。

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関としサポーターを対象に、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 総会の議決は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(総会の議決)

第11条 次の事項については、総会の議決または承認を得るものとする。

(1) 予算及び決算

(2) 事業計画及び事業報告

(3) 会則の改廃

(4) 役員及び運営委員の承認

(5) その他、会長が必要と認める事項

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、サポーターの中から選出し、総会の承認を得た者で組織する。

2 運営委員会は、次の事項について協議する。

(1) 本会の運営に関する事

(2) 本会の活動に関する事

(3) その他、運営委員会が必要と認める事

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、庶務及び会計で組織する。

2 役員会は、次の事項について協議する。

(1) 運営委員会の協議事項に関する事

(2) その他役員会が必要と認める事

(会計)

第14条 本会の経費は、補助金、賛助会費、寄付金、事業収入、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会に諮り、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成26年3月30日から施行する。

改正 平成27年5月31日 第8条3項を追加

改正 平成28年6月4日 第5条2項を追加

改正 平成30年6月2日 第5条第1項第2号を改正

改正 令和4年4月1日 第9条2項を追加

改正 令和4年4月1日 第10条総会における特例

1 第10条第1項の規定にかかわらず「サポーター」を当分の間「運営委員」と読みかえることができる。

改正 令和5年6月3日 第5条第1項第2号を改正